

現場説明事項・施行条件明示事項（建築工事等）

R 1 . 1 0 . 1

工事の実施に当たっては、小諸市建設工事請負契約書、「公共建築工事標準仕様書」「土木工事現場必携」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施行条件とする。

施工管理に当たっては、小諸市建築工事施工管理基準、小諸市機械設備工事施工管理基準、小諸市電気設備工事施工管理基準（小諸市ホームページに掲載）によること。

積算における共通費については公共建築工事共通積算基準（平成 28 年 12 月版）により算出している。工期については1 月末日までとするが、契約後速やかに打合せをし、現場着工すること。

1. 工事内容

(1) 工事概要

- ・ 工事概要は設計書表紙・内訳書のとおり。なお、見積もりの際は現場確認を行い、現場熟知のうえで見積もりを行うこと。
- ・ 本工事は検査対象工事であり、工事完了後においても書類の追加提出が必要場合もあるが、当然に対応することとする。

2. 工期関係

(1) 標準工期契約

- ・ 工期は、雨天・休日等を見込み、工事契約終了日までとする。なお、休日等には日曜日・祝日他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。積算工期は **2 ヶ月** とする。

3. 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

- ・ 施工期間及び施行方法等について事前に工程の調整を行うこと。

(2) 地元関係機関との協議

- ・ 着手に当たっては、運動場利用者および教育委員会担当者（監督員）と協議をし、工程調整を行うこと。

(3) 近接・競合工事

- ・ 令和 2 年 1 月分の予約は受付けているため、令和元年 12 月末日までには、アリーナ内の作業を完了させること。

4. 施工計画

(1) 施工計画書

- ・ 設計図書・「現場説明事項・施行条件明示事項」及び現場条件等を考慮し、現場での工事の着手前に速やかに施工計画書を作成し提出すること。
- ・ 工事内容に変更があった場合は、「変更施行計画書」（当初施工計画書に修正）を事前に作成し提出すること。

(2) 添付書類

- ・ 「施工体制台帳」、「施工体系図」（請負金額にかかわらず提出）
- ・ 下請がある場合 「下請負人一覧表」、「下請負人に関する事項」、「再下請通知書」、すべての「下請負契約書」の「写」、（下請け金額にかかわらず提出）
- ・ 別添法第 1 2 条第 2 項の規定による「告知書」の「写」（請負者に下請負がある場合）
- ・ 「説明書」に「分別解体等の計画書」を添付
- ・ 「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」

- ・ 収集運搬業者・中間処理業者及び最終処分業者の各「許可証」の「写」
- ・ 請負者と運搬・処理・処分業者との各「契約書」の「写」
- ・ 処理・処分業者の所在地及び計画運搬ルート
- ・ その他必要な書類については監督員と協議すること。

(3) 起工測量

- ・ 設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督員に提示すること。差異がない場合は、その旨を施行計画書に記載すれば別途の提出は不要とする。

(4) 周辺環境保全

① 環境への配慮

- ・ 小諸市役所経営方針を理解し、環境に配慮すること。また、環境対策を施行計画書へ記載し、環境に配慮すること。

② 第三者災害への対応

- ・ 施行に伴い第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念される場合は、事前に監督員と協議し、調査・測量・写真記録などの対応をとること。

5. 施工管理

(1) 工事打合せ簿（施工協議書）

- ・ 施工計画書は設計変更に関わる事項が多いので、十分な現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を打合せ簿で明確に記載して早めに協議し、双方で行き違いのないようにすること。

(2) 再生資源

①再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は全ての工事が対象になり、登録後、工事着手前（完成時）に写しを監督員に提出すること。

②産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示すること。A・E 票についてはその写しを検査時に提出すること。

(3) 協議資料

①関係官公庁と協議し、許可、承諾を得た場合はその資料を監督員に提示し、請求があった場合は提出すること。

②地域住民と工事施工上必要な交渉は自らの責任において行い、その交渉内容は、文書で確認し監督員に報告し、指示があればそれに従うこと。

(4) 材料品質承認

①材料の使用にあっては、あらかじめその品質について監督員の承認を得なければならない。

(5) 材料確認

監督員に確認を指定された材料については、搬入時に、その外観・品質・数量などの確認を得なければならない。やむを得ず監督員の臨場確認が出来ない場合は、説明資料（外観・寸法・数量・写真・品質証明書など）を作成し提出すること。

(6) 段階確認書（検査記録票）

基礎施工時、型枠完了時、鉄筋組立完了時、主要な工事施工段階の区切目などの時点で監督員の検査（段階確認）を受けること。監督員が臨場できない場合は、監督員の指示に従うこと。また、屋根工事、壁工事などで竣工後、足場等がなければ竣工検査ができないような場合は監督員と協議し、事前に検査員の確認検査を受けること。

(7) 休日・夜間作業届

現道上の工事の場合、休日夜間作業届を提出すること。現道上以外の現場で、工程会議などで双方が確認できていれば届出の必要はない。

(8) 排出ガス対策型・低騒音型建設機械

排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用すること。監督員が施工プロセスチェックにおいて確認したものについては、写真提出は不要とする。

6. 安全管理

(1) 安全教育・研修・訓練

工事現場では、労働災害及び公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行い、その資料を提出すること。ただし、請負代金が250万円未満の場合は提出不要とする。

(2) 工事事故

工事現場内及び工事現場に隣接する場所において、工事の施工に起因して工事関係者に死亡者、負傷者等が発生した場合、また、建設機械が転倒・転落した場合は、速やかに監督員に通報すること。(日時、場所、被災者の状況(氏名、年齢、性別、職種、被災程度、病院名など)、事故概況、写真、経過、関係機関との対応内容など)

7. 工程管理

(1) 実施工程表

円滑な工事実施とその統制を図るために作成すること。

(2) 写真管理

写真管理については、長野県建設部土木工事施工管理基準を準用により撮影し提出すること。

8. 工事検査

(1) 検査関係書類一覧表

検査関係種類一覧表は監督員と協議し、書類整備に努めること。

9. その他

(1) 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

請負者は自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督員へ提出することができる。

指導事項

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

四 さし柵装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

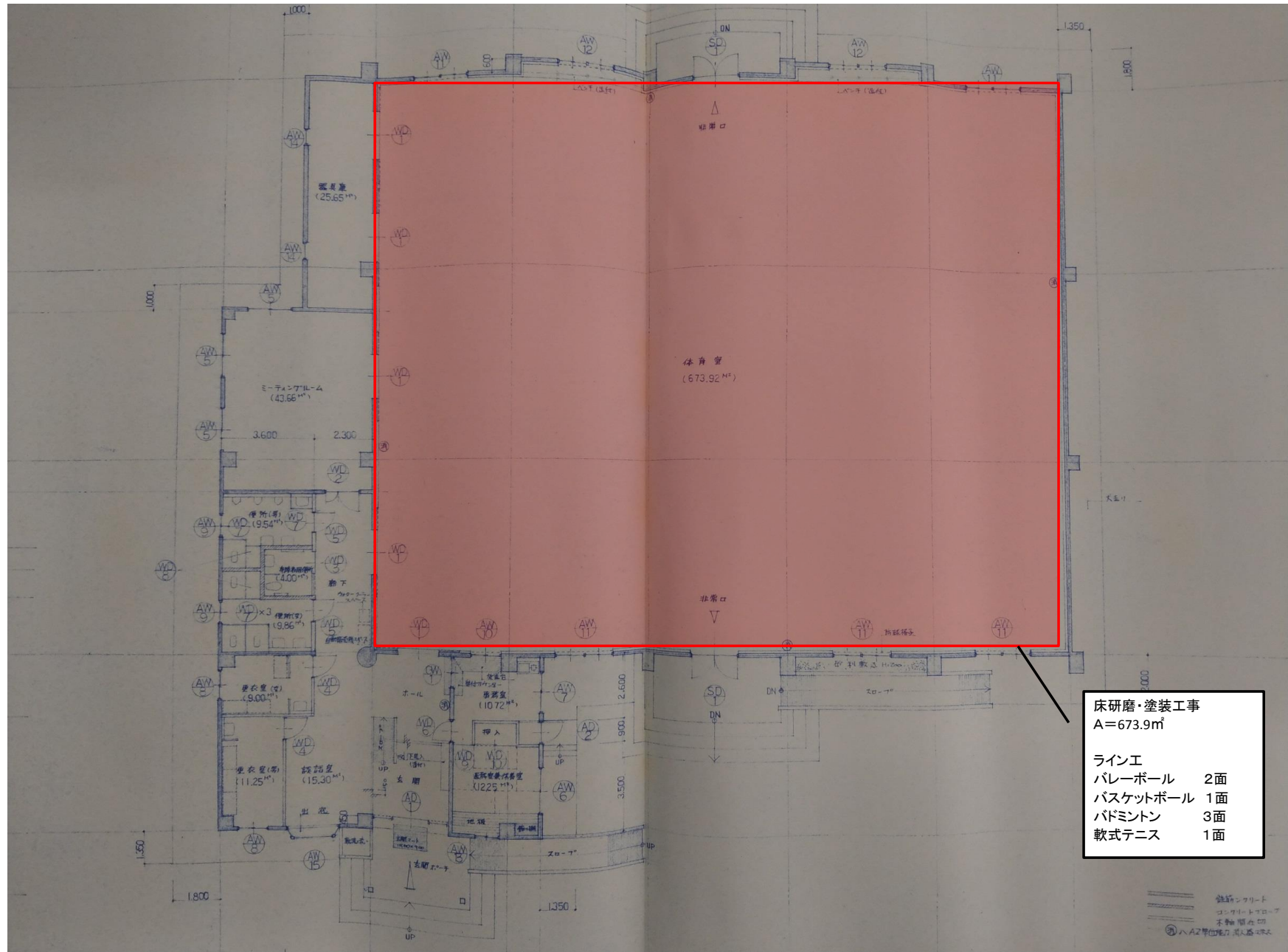
五 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等(ながのダンプ協議会、長野県ダンプ協会)の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。



床研磨・塗装工事
 A=673.9㎡

ラインエ
 バレーボール 2面
 バスケットボール 1面
 バドミントン 3面
 軟式テニス 1面

建築士事務所
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 丸の内ビルディング5F
 丸の内ビルディング5F